【令和４年度第１版】

～東日本大震災津波で被災された
事業者のみなさまへ～

# 産 業 復 興

# 支援メニュー

（商　工　業）

令和４年４月１日
岩手県復興防災部
復興くらし再建課

# 令和4年度　産業復興支援制度一覧（商工業）

【令和４年度第１版】

| | | 補助金制度 | 融資制度 | 相談・助言・その他の制度 | ページ |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談助言 | 身近な経営相談をしたい | | | ○経営相談窓口 | 1 |
| | 経営上の悩みを相談したい | | | ○よろず支援拠点 | |
| 施設設備の復旧 | 施設設備を復旧・修繕したい | ●中小企業等復旧・復興支援補助事業（グループ補助金）<br>●中小企業被災資産復旧事業 | ●被災中小企業施設・設備整備支援事業（高度化スキーム貸付）<br>●中小企業東日本大震災復興資金<br>●東日本大震災復興特別貸付 | | 2～3 |
| | 商店街を復旧したい | ●中小企業等復旧・復興支援補助事業（グループ補助金） | | ○商店街復興必携資料集 | 4 |
| | 事業再生を図りたい | | | ●岩手県産業復興相談センター<br>●東日本大震災事業者再生支援機構 | 5 |
| 事業の継続拡大 | 資金を調達したい | | ●中小企業東日本大震災復興資金<br>●東日本大震災復興特別貸付<br>○中小企業成長応援資金 | ○岩手県クラウドファンディング活用支援事業 | 6～7 |
| | 設備を導入したい | ○小規模事業者持続化補助金<br>○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業【一般型】<br>○県北広域産業力強化促進事業費補助金<br>○自動車関連産業重点強化支援事業 | | ○設備貸与等事業 | 8～11 |
| | （水産加工業） | ●水産加工業等販路回復取組支援事業 | | | |
| | 設備の更新・省エネ化をしたい | ○先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 | | | 12 |
| | 商品開発や販路開拓をしたい | ○県北沿岸地域新商品・新サービス開発事業 | | ○岩手県産業創造アドバイザー<br>○食の新商品開発支援事業<br>○新ハンズオン支援事業（グループ支援・個社支援） | 12～15 |
| | （食産業） | ○いわて希望応援ファンド | | ○地域復興マッチング結の場 | |
| | （水産加工業） | | | ●水産加工業者の販路回復支援（復興水産加工業販路回復促進センター） | |
| | IT化・DX化に取組みたい | ○地域基幹産業DX推進事業費補助金 | | | 16 |
| | ６次産業化・農商工連携の取組 | | | ○食のプロフェッショナルチームアドバイザー | 17 |
| | 海外に輸出・進出したい | | | ○ジェトロ盛岡貿易情報センター<br>○海外展開支援 | |
| | 工場を増設したい | ○津波立地補助金（製造業等） | ○企業立地促進資金 | | 18～19 |
| | | ○企業立地促進奨励事業費補助金 | | | |
| | 工場の生産性を高めたい | ○業務改善助成金 | | ○カイゼン導入支援 | 20 |
| | 水産加工場の衛生管理体制を構築したい | | | ○水産加工場衛生管理向上アドバイザー | |
| | 農業に参入したい | | | ○ 農業参入への支援 | |
| 雇用の維持・拡大 | 従業員を確保したい | ○事業復興型雇用確保助成金 | | | 21～22 |
| | | ○地域基幹産業人材確保支援事業費補助 | | | |
| | | ○人材確保等支援助成金 | | | |
| | | ○令和３年度水産業労働力確保緊急支援事業のうち人材確保支援事業 | | | 23 |
| その他の制度 | 税金の優遇を受けたい | | | ○産業再生特区制度 | 24 |
| | 従業員の人材育成を行いたい | ○自動車関連産業重点強化支援事業 | | | 25 |
| | | ○キャリアアップ助成金 | | | |
| | 起業・創業したい | | ○いわて起業家育成資金 | | 26 |
| | 沿岸地域に進出（立地）したい | ○津波立地補助金（製造業等） | ○企業立地促進資金 | | 27～28 |
| | | ○企業立地促進奨励事業費補助金 | | | |
| | BCP（事業継続計画）を策定したい | | | ○BCP策定支援事業 | 29 |
| | 事業を承継したい | | ○いわて事業承継促進基金 | ○岩手県事業承継・引継ぎ支援センター | |

※一部の制度名は略称を用いています。　●被災事業者向け制度、○一般事業者も利用可能な制度

※掲載されている支援制度については、各所管機関に内容をお問い合わせのうえ、個々の責任においてご活用願います。

# ▽身近な経営相談をしたい

## ○経営相談窓口（商工会・商工会議所）

小規模事業者等が抱える経営面での相談に、経営指導員がきめ細かく対応します。
税務のことから販売・金融・生産・研修会のことなど、お気軽にご相談ください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 相談窓口 | 洋野町商工会 | 0194-65-4111 | 宮古商工会議所 | 0193-62-3233 |
| | 久慈商工会議所 | 0194-52-1000 | 山田町商工会 | 0193-82-2515 |
| | 野田村商工会 | 0194-78-2012 | 大槌商工会 | 0193-42-2536 |
| | 普代商工会 | 0194-35-2132 | 釜石商工会議所 | 0193-22-2434 |
| | 田野畑村商工会 | 0194-34-2304 | 大船渡商工会議所 | 0192-26-2141 |
| | 岩泉商工会 | 0194-22-3245 | 陸前高田商工会 | 0192-55-3300 |

# ▽経営上の悩みを相談したい

## ○よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は、中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」に基づき設置されています。「中小企業・小規模事業者のための経営相談所」として、売上拡大、経営改善など経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

| | |
|---|---|
| 相談窓口 | よろず支援拠点　019-631-3826 （公益財団法人いわて産業振興センター　産業支援部）<br>相談メールアドレス　yorozu@joho-iwate.or.jp　（ご相談前に、あらかじめ予約をお願いします。） |

# ▽施設設備を復旧・修繕したい ①

## ●中小企業等復旧・復興支援補助事業(グループ補助金)

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、県が認定した中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進します。

| 対象者 | 東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域において、県が認定した中小企業等グループ(複数の中小企業者等から構成される集団)※津波浸水区域を含む市町村に立地していること | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 補助対象経費 | グループ又は構成員の施設及び設備であって、中小企業等グループ復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設及び設備の復旧に要する経費 |
| | 補助率 | 4分の3以内 |
| | 公募時期 | 未定 |
| | 備考 | 共同店舗の新設や街区の再配置、付随する環境整備、イベント開催の費用も対象。<br>従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復等が困難な場合、これに代えて、新分野開拓を見据えた新たな取組(「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「新市場開拓調査」、「生産効率向上」、「従業員確保のための宿舎整備」等)も対象 |
| 問合せ先 | 岩手県商工労働観光部経営支援課 019-629-5546<br>(岩手県ホームページ<br>https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shougyou/1009162/index.html) | |

## ●中小企業被災資産復旧事業費補助

県と沿岸市町村では、東日本大震災津波により被災した地域の経済の復興と雇用の場の回復を図るため、被災した中小企業の店舗・工場等の復旧経費を補助します。

| 対象者 | 東日本大震災津波により被災し、沿岸市町村で事業を再開しようとする中小企業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 補助対象経費 | 滅失した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置の取得に要する経費又は被災した施設設備の修繕に要する経費<br>※1 取得費又は修繕費が100万円以上であること<br>(業種により1,000万円以上)<br>※2 機械及び装置は一部対象とならないものがある。 |
| | 補助率 | 2分の1以内 |
| | 補助限度額 | 取得費 2,000万円<br>修繕費 卸・小売・サービス業(宿泊業除く)200万円、<br>上記以外の業種2,000万円 |
| | 雇用要件 | 事業を再開した日の属する年度から起算して3か年経過した年度の終了する日までに被災時の従事者数を回復していただくことが要件 ※従事者には、経営者等を含む |
| | 対象期間 | 平成23年3月11日以降に実施した事業に遡及適用可 |
| | 公募時期 | 各市町村により異なりますので、詳細はお問い合わせください。 |
| | 備考 | 具体的な制度内容は市町村により異なりますので、各沿岸市町村にお問い合わせください。 |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 沿岸市町村(商工担当)<br>【問合せ】 岩手県商工労働観光部経営支援課 019-629-5548<br>(岩手県ホームページ<br>https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shinjigyou/shien/1009043.html) | |

# ▽施設設備を復旧・修繕したい ②

## ●被災中小企業施設・設備整備支援事業 （高度化スキーム貸付）

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が、施設・設備の整備を行う場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県が財源を負担し、いわて産業振興センターが長期・無利子の貸付を行います。

| 対象者 | (1)グループ補助事業計画の認定を受けた中小企業者<br>(2)被災した商工会・商工会議所<br>(3)中小機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者<br>(4)津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の交付決定者（被災中小企業者分） | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 資金使途 | 設備資金 |
| | 貸付限度額 | 定額 |
| | 貸付期間（据置） | 20年以内（5年以内） |
| | 利率 | 無利子 |
| | 自己資金 | 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要 |
| 問合せ先 | 公益財団法人いわて産業振興センター　総務金融部　019-631-3821 | |

## ●中小企業東日本大震災復興資金

「東日本大震災」により著しい被害を受けた中小企業者の方に、経営の安定に必要な資金を融資する制度です。

| 対象者 | 沿岸部に事業所を有し事業活動を行う方で、東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた方<br>（東日本大震災復興緊急保証制度の要件を満たすこと） | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 資金使途 | 設備資金／運転資金（ただし、沿岸12市町村に事業所を有する中小企業者を除き、資金使途が限定されます。） |
| | 貸付限度額 | 8,000万円以内 |
| | 貸付期間（据置） | 15年以内（3年以内） |
| | 利率 | 融資期間10年以内　年1.5%以内、10年超15年以内　年1.7%以内 |
| | 保証料 | 0.8% |
| | 担保 | 金融機関の所定の条件　第三者保証人不要 |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 普通銀行・信用金庫等<br>【問合せ】 岩手県商工労働観光部経営支援課　019-629-5541 | |

## ●東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業等のみなさまを対象とした「東日本大震災復興特別貸付」の制度です。

| 対象者 | 沿岸部に事業所を有し事業活動を行う方で、東日本大震災の地震・津波により直接の被害を受けた方 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 資金使途 | 設備資金／運転資金 |
| | 融資限度額 | 【国民生活事業】6,000万円（別枠）<br>【中小企業事業】3億円（別枠） |
| | 利率（年） | 基準利率　※直接被災事業者向け減免措置有り |
| | 返済期間 | 設備資金 20年以内（うち据置5年以内）<br>運転資金 15年以内（うち据置5年以内） |
| 問合せ先 | 株式会社日本政策金融公庫　○中小企業事業　盛岡支店　019-623-6125<br>○国民生活事業　盛岡支店　019-623-4376　、一関支店　0191-23-4157 | |

# ▽商店街を復旧したい ①

## ●中小企業等復旧・復興支援補助事業（グループ補助金） 商店街型

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、県が認定した中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進します。

| 対象者 | 東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域において、県が認定した中小企業等グループ（複数の中小企業者等から構成される集団）※津波浸水区域を含む市町村に立地していること | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 補助対象経費 | グループ又は構成員の施設及び設備であって、中小企業等グループ復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設及び設備の復旧に要する経費 |
| | 補助率 | 4分の3以内 |
| | 公募時期 | 未定 |
| | 備考 | 共同店舗の新設や街区の再配置、付随する環境整備、イベント開催の費用も対象。<br>従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復等が困難な場合、これに代えて、新分野開拓を見据えた新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「新市場開拓調査」、「生産効率向上」、「従業員確保のための宿舎整備」等）も対象 |
| 問合せ先 | 岩手県商工労働観光部経営支援課　019-629-5546 | |

# ▽商店街を復旧したい ②

## ○商店街復興必携資料集

各商店街復興施策の使用方法、組み合わせ方、計画策定、Q&Aまでを一つの資料にまとめました。

| 対象者 | 小売、商業、サービス業、その他の事業者 |
|---|---|
| 主な内容 | 1　商店街復興の選択肢ごとの段取りなど<br>被害状況や再開を希望する営業形態などに応じて、それぞれに適した選択肢がわかります。<br>また、商店街再生のための復興施策の全体像（「加速化パッケージ」）を示します。さらに、商店街を再生するための一般的な段取り・留意点を解説した資料（「加速化指針」）を掲載しています。<br><br>2　商業施設整備の段取り－商業施設補助金の活用－<br>まちづくり会社が商業施設を整備する際の流れや、計画書の参考様式を掲載しています。<br><br>3　商業施設整備収支計画・資金計画のシミュレーション－適切な投資額の算定－<br>簡易なシミュレーションシートを使って、テナントの構成や賃料水準などを基に、整備する商業施設が収益性を確保するために適切な投資規模を算定することができます。<br><br>4　仮設施設有効活用等助成金－プレハブ型商業施設・共同店舗の整備－<br>仮設店舗の部材等を活用して、市町村が商業施設や共同店舗を整備することができます。<br><br>5　グループ補助金（共同店舗型・商店街型）<br>震災前に所有していた建物・設備の復旧を補助します。<br><br>6　専門家の活用<br>まちなか再生計画の作成、商業施設や共同店舗などの整備を支援する専門家を派遣します。 |
| 問合せ先 | 【掲載先】復興庁ホームページ<br>http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou_nariwai/20150604164355.html |

# ▽事業再生を図りたい

## ●岩手県産業復興相談センター

事業者の事業再開・事業再生を支援する為、盛岡商工会議所が国からの委託を受けて事業を行う公的機関です。「金融・事業再生・税務・企業診断などの専門家」を相談員として、事業者の皆様の本格復興をサポートします。

| | |
|---|---|
| 対象者 | 東日本大震災の影響により過大な債務を負い、被災地域において事業再生を図ろうとする事業者<br>※ 「間接被害」を受けた事業者、内陸部地域の被災事業者も支援対象<br>※ 個人事業者、小規模事業者、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人等を含む全事業者が対象<br>（ただし、反社会的勢力と大企業は除く。） |
| 支援内容 | ≪窓口相談・債権買取支援業務≫<br>● 専門家が経営相談・金融相談に応じます。<br>≪再生計画策定支援業務≫<br>● 事業者に合った再生方針の提案、方針に沿った計画策定支援、経営サポート、債権者間の調整を行います。<br>● 相談事業者の要望や状況に応じて、岩手県中小企業再生支援協議会とも協調し、対応します。 |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】岩手県産業復興相談センター（盛岡市清水町14-17 中圭ビル1F） 019-681-0812（代表）<br>【地域事務所】 商工会・商工会議所内に設置。地域事務所では定期相談会を実施しておりますので、相談センター（019-681-0812）までお問い合わせください。 |

## ●東日本大震災事業者再生支援機構（震災支援機構）

東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする皆様に対して、その再生を支援します。国が設立し金融機関等と連携して支援を行います。

| | |
|---|---|
| 対象者 | 東日本大震災によって被害を受けたことにより、過大な債務を負っている事業者で、対象地域における債権者等と協力して、その事業の再生を図ろうとする事業者の方が対象になります。<br>※小規模企業者、農林水産業事業者、医療福祉事業者を含み、大企業、第三セクターは対象外 |
| 支援内容 | 《事業再生計画づくり支援》<br>震災前の状況に戻す復旧支援、既存事業を見直して、立て直しを図る再生支援、新規事業への業態転換を図る申請支援など、支援を申し込もうとする事業者の皆様のニーズに基づいて、事業計画策定の最初の段階から計画づくりのアドバイスを行います。<br>《事業再生支援》<br>専門家を派遣し、事業再生に関する専門的なアドバイスを提供します。<br>債務の保証、出資、つなぎ融資を行います。 |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構　仙台本店　業務部<br>（仙台市青葉区一番町4-6-1　第一生命タワービル19F） 022-393-8550<br>【出張所・相談会】 宮古出張所（宮古市栄町2-4　上田ビル3階） 080-1047-4853<br>相談会：毎週火曜日（詳しくはお問い合わせください。） |

# ▽資金を調達したい ①

## ●中小企業東日本大震災復興資金

「東日本大震災」により著しい被害を受けた中小企業者の方に、経営の安定に必要な資金を融資する制度です。

| 対象者 | 沿岸部に事業所を有し事業活動を行う方で、東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた方<br>（東日本大震災復興緊急保証制度の要件を満たすこと） | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 資金使途 | 設備資金／運転資金（ただし、沿岸12市町村に事業所を有する中小企業者を除き、資金使途が限定されます。） |
| | 貸付限度額 | 8,000万円以内 |
| | 貸付期間（据置） | 15年以内（3年以内） |
| | 利率 | 融資期間10年以内　年1.5％以内、10年超15年以内　年1.7％以内 |
| | 保証料 | 0.8% |
| | 担保 | 金融機関の所定の条件　第三者保証人不要 |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 普通銀行・信用金庫等<br>【問合せ】 岩手県商工労働観光部経営支援課　019-629-5541 | |

## ●東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業等のみなさまを対象とした「東日本大震災復興特別貸付」の制度です。

| 対象者 | 沿岸部に事業所を有し事業活動を行う方で、東日本大震災の地震・津波により直接の被害を受けた方 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 資金使途 | 設備資金／運転資金 |
| | 融資限度額 | 【国民生活事業】6,000万円（別枠）<br>【中小企業事業】3億円（別枠） |
| | 利率（年） | 基準利率　※直接被災事業者向け減免措置有り |
| | 返済期間 | 設備資金 20年以内（うち据置5年以内）<br>運転資金 15年以内（うち据置5年以内） |
| 問合せ先 | 株式会社日本政策金融公庫　○中小企業事業　盛岡支店　019-623-6125<br>○国民生活事業　盛岡支店　019-623-4376　、一関支店　0191-23-4157 | |

# ▽資金を調達したい　②

## ○中小企業成長応援資金

雇用の増加、事業拡大、新分野への進出や、円滑な事業の承継などに意欲的に取り組む方に必要な資金を融資する制度です。

| 対象者 | 雇用の増加、事業拡大、新分野への進出や、円滑な事業の承継などに意欲的に取り組む中小企業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 資金使途 | 設備資金／運転資金／代表者個人が事業の承継時に必要とする資金 |
| | 貸付限度額 | 【成長応援資金】5,000万円以内<br>【事業承継資金】8,000万円以内 |
| | 貸付期間（据置） | 10年以内（2年以内） |
| | 利率 | 2.1～2.3%以内<br>※県北・沿岸地域の事業者の場合は、0.1%減じた率（成長応援資金）<br>※セーフティネット1号～4号及び6号の場合は、0.1%減じた率（成長応援資金） |
| | 保証料率 | 0.45%～1.5% |
| | 担保 | 必要に応じて徴求　第三者保証人不要 |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 普通銀行・信用金庫等<br>【問合せ】 岩手県商工労働観光部経営支援課　019-629-5542 | |

## ○岩手県クラウドファンディング活用支援事業

クラウドファンディングを活用して、資金調達のほか、販路開拓や中心市街地再生の後押しなどに取り組む事業者等を支援します。

| 対象者 | クラウドファンディングを活用して、<br>①新たな販路を開拓しようとする、沿岸市町村の事業者<br>②沿岸市町村の中心市街地再生を後押しする取組を実施しようとする、まちづくり会社等<br>③起業・新事業活動を行おうとする、沿岸市町村の事業者 |
|---|---|
| 支援内容 | 専門家によるクラウドファンディング実施に向けたアドバイス<br>・目標金額やリターンの設定<br>・テキストや写真の内容<br>・SNS等を活用した周知　など |
| 問合せ先 | 岩手県復興防災部復興くらし再建課　019-629-6930 |

# ▽設備を導入したい ①

## ○小規模事業者持続化補助金【一般型】

小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって、販路開拓に取り組む費用（チラシ作成費用など）を支援します。また、販路開拓と共に取り組む業務効率化・生産性向上に向けた取組についても支援の対象となります。

| | | |
|---|---|---|
| 対象者 | 製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人事業主であり、常時使用する従業員の数が20人以下（商業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者 | |
| 支援内容 | 助成対象経費 | 1．機械装置等費、2．広報費、3．展示会等出展費、4．旅費、5．開発費、6．資料購入費、7．雑役務費、8．借料、9．専門家謝金、10．専門家旅費、11．設備処分費、12．委託費、13．外注費 |
| | 公募時期 | 未定 |
| | 補助率 | 3分の2 |
| | 補助限度額 | 50万円<br>※「認定市町村による特別創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者　100万円<br>※複数事業者が連携して取り組む共同事業の場合　100～500万円（連携事業者数による） |
| 問合せ先 | 商工会地域の事業者　　：岩手県商工会連合会　企業支援グループ　019-622-4165<br>商工会議所地域の事業者：日本商工会議所　小規模事業者持続化補助金事務局　03-6447-5485 | |

## ○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業【一般型】

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

| | | |
|---|---|---|
| 対象者 | 日本国内に本社および補助事業の実施場所を有する中小企業者及び特定非営利法人（申請締切日前10か月以内に同一事業の交付決定を受けた事業者を除く） | |
| 支援内容 | 内容・規模 | 補助率:2分の1※1<br>補助上限額:1,000万円<br>機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費等<br><br>※1　小規模企業者、小規模事業者は補助率3分の2以内 |
| | 公募時期 | 【10次公募】令和4年2月8日（火）～令和4年5月11日（水）<br>※電子申請のみの受付です。 |
| 問合せ先 | 【問合せ先】 岩手県地域事務局（岩手県中小企業団体中央会）<br>TEL:019-613-2633　FAX:019-613-2634<br>＜ものづくり補助金事務局サポートセンター＞<br>受付時間:10:00～17:00(土日祝日を除く)<br>電話番号:050－8880－4053 | |

# ▽設備を導入したい ②

## ○県北広域産業力強化促進事業費補助金

県北広域において産業競争力の強化や若者等の地元定着を図るため、市町村と連携し、中小企業者が生産性向上等に資する設備導入を行う場合、その経費の一部を補助します。

| 対象者 | 県北広域(久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町)に工場又は事業所を有する中小企業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 補助対象事業 | 次のいずれかに該当する設備導入<br>・生産性の向上を図るもの<br>・技術力の向上を図るもの<br>・新分野進出・新たなサービス展開を図るもの<br>・製品・サービスの付加価値を高めるもの<br>・サプライチェーンの強化に資するもの |
| | 補助対象経費 | 設備導入費、工具器具費、原材料費、技術指導費、教育研修費、委託費、運搬費、工事費等 |
| | 補助率 | 3分の1以内 |
| | 補助限度額 | 1,000万円 |
| | 要件 | 補助対象経費　1,000万円以上　新規常用雇用者　3名以上 |
| | 補助事業の実施期間 | 補助事業の認定の日から概ね2年間<br>※　公募要領にて都度指定 |
| | 公募時期 | 令和4年4月公募開始予定 |
| 問合せ先 | 各市町村担当窓口<br>岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室　019-629-5562 | |

# ▽設備を導入したい　③

## ○自動車関連産業重点強化支援事業

県内ものづくり中小企業が自動車部品等の新規受注又は取引拡大を図るための生産体制強化又は設備整備等を行う場合、その経費の一部を補助します。

| 対象者 | 「県内ものづくり中小企業」（ものづくり基盤技術振興基本法第2条第2項に規定するものづくり事業者で、次のいずれにも該当するもの。）<br>（1）中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であること<br>※ 大企業、みなし大企業（大企業が実質的に支配している中小企業者）は対象外<br>（2）岩手県内に製造事業所を有していること | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 生産体制強化事業 | |
| | 補助対象経費 | 機械装置費、工具器具費、原材料費、技術指導費、教育研修費、委託費、運搬費、その他 |
| | 公募時期 | 令和4年4月1日（金）～令和4年10月31日（月） |
| | 補助率及び補助限度額 | 当該経費の10分の1以内、1件あたり1,000万円以内 |
| 問合せ先 | 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室　019-629-5552 | |

## ●水産加工業等販路回復取組支援事業

震災により失われた販路・売上の確保が課題となっている水産加工業者等に対し、販路の回復、新規創出等のための取組である事業を支援します。

| 対象者 | 水産加工施設が復旧し生産能力が回復したものの、被災前より売上が減少しており、「復興水産販路回復アドバイザー」による指導を受けている水産加工業者等 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 助成対象経費 | ①新商品開発等のために必要な加工機器の導入経費、資材費等<br>②販路の回復・新規創出のために必要な機器、資材等<br>③労働力不足、経営改善に不可欠な省人化等のために必要な機器<br>④冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費<br>⑤原料調達に必要な運送経費<br>⑥マーケティング調査経費<br>⑦コンサルティング経費<br>⑧商談旅費、展示会出展経費等<br>⑨新商品開発支援経費<br>⑩その他、販路回復等の取組の実施に必要と認められる経費 |
| | 助成事業の実施期間 | 補助事業の認定の日から令和5年3月31日（木）まで |
| | 公募時期 | 【第1次公募】令和4年2月22日（木）～令和4年4月4日（月）<br>※復興水産加工業 販路回復推進センターホームページ<br>http://www.fukko-hanro.jp/　を参照 |
| | 助成率 | 3分の2以内 |
| 問合せ先 | 【申請・問合せ先】 復興水産加工業販路回復推進センター<br>代表機関　全国水産加工業協同組合連合会　　03-3662-2040 | |

# ▽設備を導入したい ④

## ○設備貸与等事業

中小企業の皆様が機械・設備を導入するときに、いわて産業振興センターがそれを商社・メーカーから直接購入して中小企業の皆様に低利で割賦販売をする公的制度です。

| 対象者 | 岩手県内に事業所・工場を有する中小企業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 貸付期間 | 10年以内(導入設備の耐用年数が上限)<br>※商工会又は商工会議所を経由して申し込みをした場合、10年以内で2年延長可能 |
| | 貸与額 | 100万円以上1億円以内<br>※経営革新計画の認定を受けるなど所要の条件を満たした場合、2億円 |
| | 保証金 | 設備貸与:貸与額の10%<br>※経営革新計画の認定を受けるなど所要の条件を満たした場合、5% |
| | 利率<br>(貸与損料) | 1.2%～1.6% ※直接被災者の場合は、0.1%減じた率 |
| | 据置期間 | 1年以内 ※直接被災者2年以内 |
| 問合せ先 | 公益財団法人いわて産業振興センター 総務金融部 019-631-3821 | |

# ▽設備の更新・省エネ化をしたい

## ○令和4年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。

<table>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主<br>※大企業については、以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。<br>・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において、「令和3年度定期報告書分」により資源エネルギー庁より『Sクラス』又は『Aクラス』として評価されている事業者<br>・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="12">支援内容</td><td colspan="2">(A)先進事業</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>設備費</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」での議論内容等を踏まえた先進設備に係る登録審査基準に則り、先進設備の登録を事前に実施。設備ユーザーは、当該リストに掲載されている先進設備を導入する省エネ投資事業で、一定の省エネ要件を満たす場合に、当該設備導入に係る設備費に対して、中小１０／１０以内・大企業３／４以内の補助を受けられる。<br>※　先進設備の登録に関しては、「省エネ技術の先進性」、「省エネ効果」、「導入ポテンシャル」の3要素で審査。<br>※　既存設備・システムの置き換えのみならず、製造プロセスの改善等を含む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(B)オーダーメイド型事業</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>設備費</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>設備ユーザーは、機械設計を伴う設備（オーダーメイド型設備）を導入する省エネ投資事業で、一定の<br>省エネ要件を満たす場合に、当該設備導入に係る設備費に対して、中小１０／１０以内・大企業３／４以内（ただし、投資回収年数が5年以上7年未満の省エネ投資事業の場合は、中小１／３以内・大企業１／４以内）の補助を受けられる。<br>※　既存設備・システムの置き換えのみならず、製造プロセスの改善等を含む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(C)指定設備導入事業</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>設備費</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>設備ユーザーは、指定設備として予め定められた設備を導入する場合に、当該設備導入に係る設備費の一部補助として、設備種・スペック等ごとに公募要領等で定められた定額の補助を受けられる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(D)エネマネ事業</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>設計費、設備費、工事費</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>エネマネ事業者の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。<br>（中小１／２以内・大企業１／３以内）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スケジュール</td><td>通常事業公募</td><td>令和4年5～6月に公募予定</td></tr>
<tr><td>年度またぎ事業公募</td><td>令和4年5～6月に公募予定<br>※外的要因又は特段の事由により年度をまたがざるを得ない事業が対象です。通常公募とは異なる点にご注意ください。</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td colspan="2">【A事業、B事業、C事業（ヒートポンプ除く）、D事業に関するお問い合わせ】<br>一般社団法人環境共創イニシアチブ<br>https://sii.or.jp/<br><br>【C事業（ヒートポンプのみ）に関するお問い合わせ】<br>一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター<br>https://www.hptcj.or.jp/</td></tr>
</table>

# ▽商品開発や販路開拓をしたい ①

## ○県北沿岸地域新商品・新サービス開発事業

県北・沿岸地域の復興・発展を支援するため、地域の農林水産物や観光資源などの特性を生かしたストーリー性のある新商品開発や観光誘客促進に向けた受入態勢の整備及びサービス開発等、売上向上を目指す事業者の主体的な取組に対し助成を行います。

| 対象者 | 県北地域又は沿岸地域に主たる事業所を置く事業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 助成対象経費 | 県北沿岸地域の地域資源（農林水産物や観光資源など）を活用した次の取組<br>ア 新商品・新サービスの企画開発<br>イ 観光客の受入態勢整備<br>ウ 上記ア・イにより開発した商品・サービスの販路開拓（宣伝ツール作成、イベント等への出展活動等） |
| | 事業期間 | 交付決定の日から6か月以内 |
| | 公募時期 | 提出締切日 令和4年4月８日　事前審査：令和4年２月22日～令和4年4月１日 |
| | 助成率 | 4/5以内・1/2以内 |
| | 助成限度額 | 50万円<br>※ デザイン費と印刷製本費の合計は、当該経費申請合計額の1/2以内かつ25万円を上限。<br>※ 広告宣伝費は、当該経費申請がの1/2以内かつ10万円を上限。 |
| 問合せ先 | 公益財団法人さんりく基金事務局 019-629-5212 | |

## ○岩手県産業創造アドバイザーの派遣

食産業の振興を目的に、各分野の専門家を県内食品製造事業者等に派遣し、商品開発や販路開拓等を支援します。

| 対象者 | 食品製造事業者等 |
|---|---|
| 支援内容 | 商品開発、マーケティング、販路開拓、農商工連携、流通等の各分野の専門家からなる岩手県産業創造アドバイザーを県内食品製造事業者等に派遣し、企業活動を支援 |
| 問合せ先 | 岩手県商工労働観光部産業経済交流課 019-629-5539 |

## ○食の新商品開発支援事業

主に水産加工業の復興を支援するため、県、県工業技術センター及び岩手県産株式会社の3者が連携し、個別相談会や専門家派遣等を行い、販路開拓・取引拡大に向けた商品づくりを支援します。

| 対象者 | 沿岸地域の食品製造事業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 商品開発相談 | 商品開発に係る様々な課題に対し、関係機関と連携しながらアドバイス等を実施 |
| | 販路開拓相談会 | 相談者が希望する県内外のバイヤーとマッチングし、商品に関するアドバイス等を実施（年：1回） |
| | 個別支援 | 上記商談会等を踏まえ、県内外の専門家や岩手県産株式会社を派遣し、商品開発から販路開拓まで、包括的かつ一貫した支援を行う。 |
| 問合せ先 | 岩手県商工労働観光部産業経済交流課 019-629-5539 | |

# ▽商品開発や販路開拓をしたい　②

## ○新ハンズオン支援事業（グループ支援・個別支援）

被災地で課題を抱える個別事業者やグループに対して、課題解決のための実務支援を行います。
事業概要と効果については、復興庁HPをご参照ください。

<table>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">個別事業者の他、法人格を問わずグループ・共同体（県内沿岸部等）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">支援内容</td><td>助言指導・実務指導等</td><td>復興庁職員と専門家が経営ノウハウの継続的な助言指導・実務支援を実施</td></tr>
<tr><td>費用負担</td><td>支援計画の実施に必要な以下の費用等について、復興庁が全部又は一部を負担<br>①専門家等の依頼費用、謝金、交通費、アシスタント経費、企画調査等実費<br>②支援計画に基づき外部専門機関に委託して実施する調査費用<br>③支援計画に基づき行う試作品の製作費用・展示会の出展費用<br><br>※支援期間は支援開始から最長で令和５年（2023年）２月末までとなり、支援期間を超えて同一の専門家等に支援を依頼する場合の費用は事業者の負担となります。</td></tr>
<tr><td>募集期間</td><td>令和4年4月　～　令和4年5月中旬（予定）</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td colspan="2">復興庁　企業連携推進室　TEL:03-6328-0267　E-mail：kigyo-rs@cas.go.jp<br>岩手復興局　企業支援・観光班　　0193-27-5333</td></tr>
</table>

## ▽商品開発や販路開拓をしたい ③

### ○いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業

中小企業者等の革新的・個性的な取組により地域経済の活性化を図るため、創業、経営革新、農商工連携、商店街活性化等に向けた取組に対し、助成を行います。

| 対象者 | ○ 創業支援<br>県内で創業・起業する者等、創業・起業後1年以内の県内中小企業者等<br>○ 新事業活動支援(一般枠、地域資源活用枠、経営革新枠、連携事業枠あり)<br>中小企業者、特定非営利活動法人(NPO法人)、農業組合法人等<br>○ 商店街等活性化支援<br>中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に掲げる者、県内に住所のある中小小売業者、サービス業者、商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合等 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 助成期間 | 交付決定の日から令和5年1月末日まで<br>ただし、その都度審査を受けて採択されれば最長2~3年間継続して助成を受けることができます。 |
| | 公募時期 | 令和4年3月1 日(火)~ 令和4年4月14日(木) |
| 問合せ先 | 公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部 019-631-3823 | |

### ○地域復興マッチング 結の場

被災地域の企業が抱える多様な経営課題の解決を図るため、大手企業等が、技術、情報、販路など、自らの経営資源を幅広く提供する支援事業の形成の場として実施します。同時に、販路開拓に特化した形で、商談会形式でのマッチングも実施します。

| 対象者 | 県内沿岸地域12市町村の事業者<br>(洋野町・久慈市・野田村・普代村・田野畑村・岩泉町・宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市) | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 事業概要 | 支援企業(大手企業等)と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催。<br>○ 支援提案企業(大手企業等)は、被災地域の企業ニーズに応え、自社の利害を超えて、技術、情報、販路など、自らの経営資源を被災地域企業に幅広く提供。被災地域企業は、通常のビジネスマッチングでは得られない販路やアイデア等を得られる。<br>○ 同時に、被災地域の水産加工業者等と大手小売・流通企業等との商談会を実施する。 |
| | 開催実績 | 【平成25年度】 宮古市(平成26年1月29日)<br>【平成26年度】 大船渡市(平成27年2月5日)<br>【平成27年度】 久慈市(平成27年10月7日)<br>【平成28年度】 釜石市(平成28年9月7日)、山田町(同9月8日)<br>【平成29年度】 陸前高田市(平成29年10月26日)<br>【平成30年度】 大槌町(平成30年11月14日)<br>【令和元年度】 盛岡市(令和元年11月20日)<br>【令和2年度】 宮古市他(オンライン開催)(令和2年12月9日)<br>【令和3年度】 釜石市他(オンライン開催)(令和3年11月18日) |
| 問合せ先 | 復興庁企業連携推進室 03-6328-0267 kigyo-rs@cas.go.jp<br>岩手復興局 企業連携・観光班 0193-27-5333 | |

### ●水産加工業者の販路回復支援(復興水産加工業販路回復促進センター)

東日本大震災の被災地における水産加工業の復興を支援するため、販路回復に向けた「復興水産販路回復アドバイザー」による個別指導、セミナー・商談会の開催、さらに販路回復に向けた取組を行う水産加工業者を精力的にサポートします。

| 対象者 | 水産加工事業者 |
|---|---|
| 相談窓口 | 事業全体・支援事業:全国水産加工業協同組合連合会(代表機関) 03-3662-2040<br>復興水産販路回復アドバイザー:公益社団法人日本水産資源保護協会 03-6680-4277<br>セミナー・展示会: 一般社団法人大日本水産会 03-3585-6681<br>東北六県商工会議所連合会(事務局:仙台商工会議所) 022-265-8129<br>公益社団法人日本水産資源保護協会 03-6680-4277<br>全国水産加工業協同組合連合会 03-3662-2040 |

## ▽IT化・DXの導入に取り組みたい

### 〇地域基幹産業DX推進事業費補助金

沿岸市町村の基幹産業である水産加工業における事業の高度化及び生産性の向上を通じた付加価値と給与水準の向上を支援します。

| 対象者 | 沿岸12市町村の水産加工事業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 支援内容 | 水産加工事業者が新たなデジタル技術を用いた新商品の開発、商品の新たな生産若しくは販売又は管理の効率化の方式の導入を行う場合、県と市町村が共同して補助します。 |
| | 補助対象 | 専門家謝金、委託料、備品購入費（専門家謝金、システム構築費、設備導入費　等） |
| | 補助率 | １／２（県と市町村で１／４ずつ補助） |
| | 補助上限額 | 1,000万円 |
| | 募集期間 | 令和４年４月中旬～５月下旬（予定） |
| 問合せ先 | 各市町村（沿岸12市町村の水産関係課又は商工関係課）<br>県復興防災部復興くらし再建課【019-629-6931】 | |

# ▽6次産業化・農商工連携に取り組みたい

## ○食のプロフェッショナルチームアドバイザーの派遣

6次産業化や農商工連携を推進するため、食品流通や製造、経営の専門家等をアドバイザーに登録し、農林漁業者等の商品開発や販路開拓等のマーケティングを支援します。

| 対象者 | 農林漁業者等 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 支援内容 | 消費トレンドや流通構造の変化に対応するマーケットインの農林水産業への転換や、生産者の収益力を強化するための生産から加工、販売事業に進出する6次産業化の取組み、さらには、農林水産業と関連産業が連携して新たなビジネスを生み出す農商工連携の取組みを推進 |
| | 派遣するアドバイザー | ・農林水産物を使った商品開発や流通・販売の実践者・専門家<br>・食品関連産業に従事した経験がある食品の製造・販売・事業経営等の有識者<br>・6次産業化等の推進に向け専門的立場で指導・助言・コーディネートできる有識者 |
| | 活動範囲 | ・地域ならではの特産品開発の推進に係る支援<br>・多様な販売先の確保とブランド化の推進に係る支援<br>・産直施設の誘客力・販売力の強化に係る支援<br>・生産者などによる加工品の開発や販売活動の活性化に係る支援 |
| 問合せ先 | 岩手県農林水産部流通課　019-629-5733 | |

# ▽海外に輸出・進出したい

## ○ジェトロ岩手盛岡貿易情報センター

貿易・投資相談、県内企業等に向けた情報提供、輸出促進等海外展開支援全般について、相談をお受けします。

| 問合せ先 | ジェトロ盛岡　019-651-2359 |
|---|---|

## ○海外展開支援

「どこへ相談してよいかわからない」「海外販路を具体的に開拓したい」など、海外展開を目指す県内事業者の方々からの相談内容に応じ、支援機関や支援施策をご案内します。

| 問合せ先 | 岩手県商工労働観光部産業経済交流課　海外マーケット担当　019-629-5538 |
|---|---|

# ▽工場を増設したい ①

## ○津波立地補助金（製造業等立地支援事業）（津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金）

東日本大震災で特に大きな被害を受けた県内の沿岸市町村の特定区域に工場等を新設・増設するときは、国の実施する企業立地補助を受けることができます。

| 対象者 | 沿岸市町村の特定区域に、工場、物流施設及び試験研究施設等を新設及び増設しようとする民間事業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 補助対象経費 | 工場等の立地に係る初期投資額（投下固定資産額）<br>※土地取得費、建物及び機械設備等の取得費等 |
| | 補助率 | 中小企業：2分の１以内　　大企業：3分の１以内 |
| | 補助限度額 | 30億円　※外部審査委員会の評価が特に高い案件は50億円 |
| | 要件 | ・投下固定資産額5,000万円未満の案件は補助対象外<br>・投下固定資産額に応じた新規地元雇用が必要 |
| | 対象期間 | 令和8年3月末までに補助事業を完了すること |
| | 公募時期 | ※下記問合せ先にご相談ください。 |
| | 備考 | 【事業の手順】　公募→採択→補助金交付申請→交付決定→事業着手 |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（製造業等立地支援事業）事務局<br>（みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社） 03-6826-8611<br>【相談】 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室　019-629-5562 | |

## ○企業立地促進奨励事業費補助金

工場等を新設又は増設するときに、以下により補助金を受けることができます。
① 市町村の条例等に基づき、工場等の新設又は増設に要する経費の一部を支援
② 津波補助金への交付申請額と採択を受けた補助金に差額が発生した場合、県が差額の一部を支援

| 対象者① | 工場等を新設又は増設する事業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容① | 立地場所 | 工場適地、農工団地、都市計画工業系地域、県・市町村が造成した工業団地 |
| | 対象業種 | 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 |
| | 固定資産投資額 | 新設　5,000万円以上<br>増設　1億円以上 |
| | 新規常用雇用者数 | 新設　5人以上<br>増設　10人以上 |
| | 補助対象経費 | ⑴工場等の用地の取得及び造成に要する費用<br>⑵構築物等の建設に要する費用<br>⑶機械・設備等の取得に要する経費 |
| | 補助金額 | 補助対象経費の3/10以内 |
| | 補助限度額 | １工場あたり限度額３億円 |
| 対象者② | 国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の事業採択を受けている事業者 | |
| 支援内容② | 補助対象経費 | ⑴工場等の用地の取得及び造成に要する費用<br>⑵建屋、構築物等の取得に要する費用<br>⑶機械、設備等償却資産の取得に要する費用 |
| | 補助金額<br>補助限度額 | 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に申請した事業計画に係る補助金交付申請額と採択を受けた補助金の額の差額に相当する額、補助対象経費の10分の３以内（本県への本社機能の移転・拡充を併せて行う場合10分の４以内）の額又は3億円のいずれか低い額 |
| 問合せ先 | ・各市町村担当窓口<br>・岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室　019-629-5562 | |

## ▽工場を増設したい　②

### ○企業立地促進資金

　工場等を新設・増設するときは、「岩手県企業立地促進資金貸付要綱」により、県単独の融資を受けることができます。利用をご希望の場合は、お問合せください。

| 対象者 | 誘致企業及び県内企業で工場等を新設又は増設する方 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 資金使途 | 設備資金　（用地取得費、建物及び機械設備の取得費等） |
| | 貸付限度額 | ３億円以内（拠点工業団地５億円以内、知事の特認で10億円以内、特定区域における産業の活性化に関する条例第４条第１項の規定による指定を受けた特定区域内にあっては20億円以内）で所要資金の80%以内 |
| | 貸付期間（据置） | 15年以内（３年以内） |
| | 利率 | 1.8％～2.0％ |
| | 保証 | 岩手県信用保証協会の保証を付す場合があります |
| | 担保 | 金融機関の所定の条件　第三者保証人不要 |
| 問合せ先 | 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室　019-629-5561 | |

## ▽工場の生産性を高めたい

### ○業務改善助成金

生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

| 対象者 | 中小企業事業主のうち、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の法人等 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 助成対象経費 | 機械・設備の導入、人材育成に係る研修等、生産性向上のための設備投資費用 |
| | 助成率 | 5分の4～10分の9（※生産性要件を満たした場合は上限10分の9） |
| | 助成上限額 | 助成金の上限600万円　※賃金引上げの額及び労働者数により異なる。 |
| | 対象期間 | 未定 |
| | 申請受付期間 | 未定 |
| 問合せ先 | 【申請・問合せ】業務改善助成金コールセンター　03-6388-6155<br>岩手労働局　雇用環境・均等室　019-604-3010 | |

### ○カイゼン導入支援

生産現場の労働力不足に対してトヨタ式カイゼンのノウハウ導入を支援し、生産性と効率性の向上を図るとともに、待遇の向上による労働力の確保を目指します。
これまでの取組から、歩留りの向上、リードタイム短縮など、生産性向上の顕著な成果が出ています。また、作業負担の軽減など、従業員の働きやすさにもつながっています。

| 対象者 | ものづくり事業者（製品問わず） |
|---|---|
| 支援内容 | 有識者と事業者との協働によるカイゼン活動の実践 |
| 問合せ先 | 岩手県県北広域振興局経営企画部産業振興室　0194-66-9671 |

## ▽水産加工場の衛生管理体制を構築したい

### ○水産加工場の衛生管理向上のためのアドバイザー派遣

県では、消費者の皆様に、新鮮で安全な水産物をお届けするため、産地魚市場を核とした水産物の高度衛生品質管理地域づくり（IFⓡHACCPの導入・普及）に取り組んでいます。取組の一環として、「水産加工場」の衛生品質管理の高度化を支援します。

| 対象者 | 水産加工業者 |
|---|---|
| 支援内容 | 専門アドバイザーによる水産加工場の衛生指導 |
| 問合せ先 | 岩手県農林水産部水産振興課　019-629-5817 |

## ▽農業に参入したい

### ○農業参入への支援

農業従事者の減少や高齢化が大きな課題となっている中、農業に参入する企業は地域農業の多様な担い手として本県農業の活性化や耕作放棄地の解消はもとより、雇用の創出など地域経済の発展にも貢献するものとして期待されています。
県では、企業の農業参入の課題解決をお手伝いします。

| 対象者 | 農業参入企業 |
|---|---|
| 支援内容 | 生産技術、商品加工開発、マーケティング開拓等の助言・指導 |
| 問合せ先 | 岩手県農林水産部農業振興課　019-629-5643 |

## ▽従業員を確保したい①

### 〇事業復興型雇用確保助成金

沿岸12市町村に所在する事業所が被災求職者※を雇用した場合、雇入れに係る経費や住宅支援に係る経費に対する助成金を支給します。

| 対象事業所 | 次のいずれにも該当する事業所<br>1　国又は自治体の補助金・融資等による産業政策の支援対象となっている事業を実施していること<br>2　中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずること(一部例外あり)<br>3　岩手県内の沿岸12市町村に所在すること<br>4　雇入費助成金については、原則、令和4年度に初めて申請する事業所であること(一部例外あり) | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 対象労働者 | 【雇入費助成金】<br>・助成金の対象事業所に雇用された被災三県求職者であり、原則令和4年2月1日以降に雇用された労働者<br>【住宅支援費助成金】<br>・助成金の対象事業所に雇用された求職者(被災三県求職者に限らない)であり、原則、令和4年2月1日以降に雇用された労働者<br>【雇入費・住宅支援費助成金共通】<br>・「期間の定めのない雇用契約」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者<br>・雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者 |
| | 助成金支給額 | 雇入費助成金 ： 1人当たり3年間で最大120万円(短時間労働者は60万円)<br>住宅支援費助成金：対象経費の4分の3とし、1事業所当たり3年間で最大720万円 |
| | 申請受付 | 【雇入費助成金】前期：令和4年9月1日(木)～令和4年11月30日(水)<br>後期：令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)<br>【住宅支援費助成金】：令和4年9月1日(木)～令和5年1月31日(火) |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室　019-656-1571 | |

※被災求職者：平成23年3月11日において、岩手県、宮城県、福島県で勤務又は居住していた求職者

## ▽従業員を確保したい②

### 〇地域基幹産業人材確保支援事業費補助

水産加工事業者が人材を確保するために新築や購入等により宿舎を整備する経費や女性従業員が働きやすい職場環境の整備に要する経費を補助します。

| 対象者 | 沿岸12市町村に拠点を有する水産加工事業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | (1)宿舎整備事業 | |
| | 補助対象経費 | 人材確保に必要な宿舎の確保に要する経費 |
| | 補助率 | 2分の1以内 |
| | 補助限度額 | 新築：2,000万円(ただし新規雇用者一人当たり200万円)<br>中古：1,000万円(ただし新規雇用者一人当たり100万円) |
| | (2)職場環境改善事業 | |
| | 補助対象経費 | 女性従業員が働きやすい職場環境の整備に要する経費 |
| | 補助率 | 2分の1以内 |
| | 補助限度額 | 200万円 |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 各市町村(水産担当、商工担当)<br>【問合せ】 岩手県復興防災部復興くらし再建課　019-629-6931 | |

# ▽従業員を確保したい③

## ○人材確保等支援助成金（テレワークコース）

　良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が助成対象となります。

<table>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主</td></tr>
<tr><td rowspan="3">支援内容</td><td>支給対象となる経費の範囲</td><td>以下の取組の実施に要した費用が支給対象となります。<br>1．就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更<br>2．外部専門家によるコンサルティング<br>3．テレワーク用通信機器の導入・運用<br>4．労務管理担当者に対する研修<br>5．労働者に対する研修</td></tr>
<tr><td>主な受給要件</td><td>助成金を受給するためには、事業主が、次の措置を実施することが必要です。<br>【機器等導入助成】<br>1．テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。<br>2．計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。<br>3．1．の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。<br>4．評価期間（機器等導入助成）におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下以下（1）または（2）の基準を満たすこと。<br>（1）評価期間（機器等導入助成）において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。<br>（2）評価期間（機器等導入助成）にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。<br>【目標達成助成】<br>1．離職率に係る目標の達成<br>（1）テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。<br>（2）評価時離職率が30%以下であること。<br>2．評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。</td></tr>
<tr><td>受給額</td><td>機器等導入助成と目標達成助成において、下表のとおり支給されます。<table><tr><th>助成</th><th>支給額</th></tr><tr><td>機器等導入助成</td><td>1企業あたり、支給対象となる経費の30%<br>※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。<br>・1企業あたり100万円<br>・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円</td></tr><tr><td>目標達成助成</td><td>1企業あたり、支給対象となる経費の20%<br>＜生産性要件を満たす場合35%＞<br>※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。<br>・1企業あたり100万円<br>・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td colspan="2">岩手労働局　雇用環境・均等室　019-604-3010</td></tr>
</table>

# ▽従業員を確保したい④

## 〇令和3年度水産業労働力確保緊急支援事業のうち人材確保支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって人手不足となっている漁業・水産加工業経営体（以下「経営体」という。）に対し、地域の作業経験者等国内の人材（以下「国内人材」という。）を雇用する場合、掛かり増し経費の一部を支援する制度。

<table>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">（ア）新型コロナウイルス感染症の影響により、当初受入を予定していた実習生等が入国できなかったこと等により、人手不足となった経営体であること。<br>（イ）当初受入を予定していた実習生等の代わりに雇用した（又は雇用する）国内人材等の人数が、（ア）により人手不足となった人数と同じ又はそれより少ないこと。※<br>（ウ）上記（ア）（イ）について、証拠書類により客観的にその事実を証明できること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">支援内容</td><td>助成対象経費</td><td>（ア）経営体が、当初受入を予定していた実習生等の賃金と、当該実習生の代わりとして、国内人材を雇用するにあたり必要となった賃金との差額。<br>（イ）経営体が、当初受入を予定していた実習生等の代わりとして国内人材を雇用するにあたり必要となった傷害保険料との差額。<br>（ウ）都市部とのマッチングによる人材確保の際に必要なものとして、経営体が国内人材に対し、新たに手配した宿泊施設又は借上住居に係る宿泊費又は借上料。<br>（エ）経営体が国内人材を雇用するにあたり必要となった交通費。（ただし、新型コロナウイルスの国内での感染状況等を踏まえ、本事業により国内人材の移動に係る交通費を助成することとして差し支えないと水産庁長官が認めた場合に限る。）<br>（オ）その他、必要と認められる経費。</td></tr>
<tr><td>対象期間</td><td>当該事業に係る1次募集の対象期間は、令和4年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された日又は令和4年3月末日のいずれか早い日までとします。<br>なお、助成金の交付決定前に支出された経費のうち、令和4年1月1日以降の経費については、遡及処置として助成の対象となります。</td></tr>
<tr><td>公募時期</td><td>（1次募集）令和4年1月1日から令和4年2月28 日まで【終了】<br>2次募集に関する情報は決まり次第HPに掲載予定</td></tr>
<tr><td>助成率</td><td>経営体が国内人材の作業経験者等を雇用するにあたり助成の対象となる経費は次のとおりとし、助成率は定額とします。<br><br>ただし、助成額については、<br>賃金の差額については一人あたり 5,000 円／日以内（500 円/時×10 時間/日）、<br>傷害保険料の差額については一人あたり 2,000 円/月を、<br>宿泊費又は借上料については 6,000 円／日、100,000 円／月を、<br>交通費については一人あたり 30,000 円/月を、<br>それぞれの上限とします。</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td colspan="2">全国水産加工業協同組合連合会<br>TEL：03－3662－2040</td></tr>
</table>

# ▽税金の優遇を受けたい

## 〇産業再生特区制度

沿岸12市町村において、それぞれの地域の特性を生かした産業の集積を図ることにより、被災地域における雇用機会の確保・創出を図ります。
集積産業（業種）の事業者が、復興に寄与する事業（新規投資や被災者雇用等）を行う場合には、復興特別区域法に基づく県の指定等を受けることにより、税制の優遇措置等を受けることができます。

| 対象者 | 一定の区域で指定の業種を営む事業者。<br><br>※一定の区域　沿岸地区：幹線道路周辺など、市町村ごとに設定<br>※指定の業種　セメント、鉄鋼、電子機械製造、輸送用機械器具、医薬品、情報サービス、木材、環境負荷低減エネルギー、観光、食品、水産、農業等に関連する業種 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 主な優遇措置 | 【設備投資減税（37条）】<br>「建物」、「建物附属設備」、「機械・装置」又は「構築物」を取得し、事業の用に供した場合、一定の割合で特別償却又は税額控除（法人税等の20%相当額が限度）<br><br>【雇用減税（38条）】<br>雇用者等に対して給与等を支給する場合、指定日以後５年間、給与等支給額の10%（平成31年4月以降に指定を受けた場合７%）を法人税等の20%を限度に控除<br><br>【開発研究用資産減税（39条】<br>開発研究用資産を取得して開発研究の用に供した場合、特別償却に加え、その償却費について研究開発税制を適用し税額等控除<br><br>【新規立地促進税制（40条）】<br>平成24年３月30日以後に新設された一定の要件を満たす法人に限り、指定日以後５年間、課税を繰延べ（※沿岸市町村に新規立地する法人に限る）<br><br>【地方税の減税】<br>設備投資減税又は開発研究用資産減税の指定を受けた場合に、指定資産に係る固定資産税、不動産取得税等を減免 |
| | 受付期間 | 令和６年３月31日まで |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 各市町村<br>【問合せ】 岩手県復興防災部復興くらし再建課　019-629-6931 | |

**【各市町村窓口　一覧】**

| 洋野町 | 特定政策推進室 | 0194-65-2102 | 宮古市 | 産業支援センター | 0193-68-9092 |
|---|---|---|---|---|---|
| 久慈市 | 政策推進課 | 0194-52-2115 | 山田町 | 水産商工課 | 0193-82-3111 |
| 野田村 | 未来づくり推進課 | 0194-78-2963 | 大槌町 | 産業振興課 | 0193-42-8725 |
| 普代村 | 政策推進室 | 0194-35-2114 | 釜石市 | 商工観光課 | 0193-27-8421 |
| 田野畑村 | 政策推進課 | 0194-34-2111 | 大船渡市 | 商工課 | 0192-27-3111 |
| 岩泉町 | 復興課 | 0194-22-2111 | 陸前高田市 | 商政課 | 0192-54-2111 |

# ▽従業員の人材育成を行いたい

## ○自動車関連産業重点強化支援事業

県内ものづくり中小企業が自動車関連先進企業等との連携により、専門的・実践的な技術・知識の習得や生産体制の確立を目的とした人材育成を行う場合、その経費の一部を補助します。

| 対象者 | 「県内ものづくり中小企業」(ものづくり基盤技術振興基本法第2条第2項に規定するものづくり事業者で、次のいずれにも該当するもの。)<br>(1)中小企業基本法第2条第1号各項に規定する中小企業者であること<br>※　大企業、みなし大企業(大企業が実質的に支配している中小企業者)は対象外<br>(2)岩手県内に製造事業所を有していること | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 人材育成事業 | |
| | 補助対象経費 | 人件費、旅費、滞在費、受講料、その他 |
| | 公募期間 | 令和4年4月1日(金)～令和5年1月31日(火) |
| | 補助率及び補助限度額 | 当該経費の2分の1以内、1件あたり100万円以内 |
| 問合せ先 | 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室　019-629-5552 | |

## ○キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するために、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度

| 対象者 | 非正規雇用の労働者(有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等)の企業内のキャリアアップを促進するための取組をした事業主 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 対象経費<br>補助額 | ○正社員化コース<br>・有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換又は直接雇用した場合<br>中小企業:28万5,000円～57万円　大企業:21万3,750円～42万7,500円 |
| | | ○障害者正社員化コース<br>・障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合<br>中小企業:45万円～120万円　大企業:33万円～90万円 |
| | | ○賃金規定等改定コース<br>・全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合<br>中小企業:対象労働者1人当たり2万8,500円～3万2,000円　大企業:対象労働者1人当たり1万9,000円～2万1,000円 |
| | | ○賃金規定等共通化コース<br>・有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合<br>中小企業:57万円　大企業:42万7,500円 |
| | | ○賞与・退職金制度導入コース<br>・有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立をした場合<br>中小企業:38万円　大企業:28万5,000円 |
| | | ○選択的適用拡大導入時処遇改善コース(令和4年9月30日まで)<br>・労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合<br>中小企業:19万円　大企業:14万2,500円 |
| | | ○短時間労働者労働時間延長コース<br>・有期雇用労働者等の週所定労働時間を~~5~~3時間以上延長し、新たに社会保険を適用した場合<br>中小企業:5万5,000円～22万5,000円　大企業:4万1,000円～16万9,000円 |
| 問合せ先 | 岩手労働局　職業対策課分室(助成金相談コーナー)　019-606-3285 | |

# ▽起業・創業したい

## 〇いわて起業家育成資金

岩手県内において、新たに事業を開始（創業）しようとする方に必要な資金を融資する制度です。

| 対象者 | 岩手県内で新たに事業を開始しようとする方（創業して５年未満の者を含む） | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 資金使途 | 設備資金／運転資金 |
| | 貸付限度額 | 設備4,000万円以内、運転2,000万円以内 |
| | 貸付期間（据置） | 設備15年以内（２年以内）／運転10年以内（１年以内） |
| | 利率 | 2.1%～2.5%以内 |
| | 保証料率 | 0.45%～1.5% |
| | 担保 | 金融機関の所定の条件　第三者保証人不要 |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 普通銀行・信用金庫等<br>【問合せ】 岩手県商工労働観光部経営支援課　019-629-5541 | |

# ▽三陸地域に進出（立地）したい ①

## ○津波立地補助金（製造業等立地支援事業）（津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金）

東日本大震災で特に大きな被害を受けた県内の沿岸市町村の特定区域に工場等を新設・増設するときは、国の実施する企業立地補助を受けることができます。

| 対象者 | 沿岸市町村の特定区域に、工場、物流施設及び試験研究施設等を新設及び増設しようとする民間事業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 補助対象経費 | 工場等の立地に係る初期投資額（投下固定資産額）<br>※土地取得費、建物及び機械設備等の取得費等 |
| | 補助率 | 中小企業：2分の1以内　　大企業：3分の1以内 |
| | 補助限度額 | 30億円　※外部審査委員会の評価が特に高い案件は50億円 |
| | 要件 | ・投下固定資産額5,000万円未満の案件は補助対象外<br>・投下固定資産額に応じた新規地元雇用が必要 |
| | 対象期間 | 令和8年3月末までに補助事業を完了すること |
| | 公募時期 | ※下記問合せ先に、ご相談ください。 |
| | 備考 | 【事業の手順】　公募→採択→補助金交付申請→交付決定→事業着手 |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（製造業等立地支援事業）事務局<br>（みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社） 03-6826-8611<br>【相談】 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室　019-629-5562 | |

## ○企業立地促進奨励事業費補助金

工場等を新設又は増設するときに、以下により補助金を受けることができます。
① 市町村の条例等に基づき、工場等の新設又は増設に要する経費の一部を支援
② 津波補助金への交付申請額と採択を受けた補助金に差額が発生した場合、県が差額の一部を支援

| 対象者① | 工場等を新設又は増設する事業者 | |
|---|---|---|
| 支援内容① | 立地場所 | 工場適地、農工団地、都市計画工業系地域、県・市町村が造成した工業団地 |
| | 対象業種 | 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 |
| | 固定資産投資額 | 新設　5,000万円以上<br>増設　1億円以上 |
| | 新規常用雇用者数 | 新設　5人以上<br>増設　10人以上 |
| | 補助対象経費 | ⑴工場等の用地の取得及び造成に要する費用<br>⑵構築物等の建設に要する費用<br>⑶機械・設備等の取得に要する経費 |
| | 補助金額 | 補助対象経費の3/10以内 |
| | 補助限度額 | 1工場あたり限度額3億円 |
| 対象者② | 国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の事業採択を受けている事業者 | |
| 支援内容② | 補助対象経費 | ⑴工場等の用地の取得及び造成に要する費用<br>⑵建屋、構築物等の取得に要する費用<br>⑶機械、設備等償却資産の取得に要する費用 |
| | 補助金額<br>補助限度額 | 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に申請した事業計画に係る補助金交付申請額と採択を受けた補助金の額の差額に相当する額、補助対象経費の10分の3以内（本県への本社機能の移転・拡充を併せて行う場合10分の4以内）の額又は3億円のいずれか低い額 |
| 問合せ先 | ・各市町村担当窓口<br>・岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室　019-629-5562 | |

# ▽三陸地域に進出（立地）したい　②

## ○企業立地促進資金

　工場等を新設・増設するときは、「岩手県企業立地促進資金貸付要綱」により、県単独の融資を受けることができます。利用をご希望の場合は、お問合せください。

| 対象者 | 誘致企業及び県内企業で工場等を新設又は増設する方 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 資金使途 | 設備資金　（用地取得費、建物及び機械設備の取得費等） |
| | 貸付限度額 | ３億円以内（拠点工業団地５億円以内、知事の特認で10億円以内、特定区域における産業の活性化に関する条例第４条第１項の規定による指定を受けた特定区域内にあっては20億円以内）で所要資金の80％以内 |
| | 貸付期間（据置） | 15年以内（３年以内） |
| | 利率 | 1.8％～2.0％ |
| | 保証 | 岩手県信用保証協会の保証を付す場合があります |
| | 担保 | 金融機関の所定の条件　第三者保証人不要 |
| 問合せ先 | 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室　019-629-5561 | |

# ▽BCP（事業継続計画）を策定したい

## 〇BCP（事業継続計画）策定支援事業

BCP(事業継続計画)は非常事態における業務の停止・被害を最小限に抑えるために平常時に作っておく「事業継続」には欠かせない計画です。
岩手県と東京海上日動火災保険株式会社、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会は「岩手県BCP（事業継続計画）策定支援に関する協定」を締結し、県内企業に対し個別具体的なBCP策定支援を行っております。

| 対象者 | 策定希望企業 |
|---|---|
| 支援内容 | 東京海上日動火災保険株式会社の担当が各企業をまず直接訪問し、BCP策定の概念・必要性・実務的なメリット等を分かりやすく説明させていただいた上で、策定希望企業に対しては、具体的な策定に向けた打ち合わせを開始させていただくこととなります。策定支援に要する費用は無料です。 |
| 問合せ先 | BCP策定支援プロジェクト事務局（東京海上日動　盛岡支店） 019-654-8111 |

# ▽事業を承継したい

## 〇いわて事業承継促進資金

事業承継を行おうとする方が、新たに経営者保証を不用とする融資を受けたり、既に借り入れている経営者保証つき融資を経営者保証なしの融資で借り換えたりするための制度です。

| 対象者 | 令和2年1月1日以降に事業承継を実施又は3年以内に事業承継を予定しており、財務要件等を満たす法人 | |
|---|---|---|
| 支援内容 | 資金使途 | 設備資金／運転資金 |
| | 貸付限度額 | 8,000万円以内 |
| | 貸付期間（据置） | 10年以内（1年以内） |
| | 利率 | 融資期間　3年以内　年1.9％以内<br>3年超10年以内　年2.1％以内 |
| | 保証料率 | 0.45％～1.5％（一般の方）<br>0.2％～1.15％（岩手県事業承継ネットワークの専門家の確認を受けた方） |
| | 担保 | 金融機関の所定の条件 |
| 問合せ先 | 【受付・問合せ】 普通銀行・信用金庫等<br>【問合せ】 岩手県商工労働観光部経営支援課　019-629-5541 | |

## 〇事業承継相談窓口（岩手県事業承継・引継ぎ支援センター）

これまで、第三者による事業引継ぎを支援してきた岩手県事業引継ぎ支援センターと、主に親族内承継を支援する岩手県事業承継ネットワークの機能を統合し、令和3年４月より新たに「岩手県事業承継・引継ぎ支援センター」として、事業承継の相談にワンストップで対応します。

| 対象者 | 事業承継を考えている事業者、後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える事業者、経営資源を引継ぐ意志のある事業者 |
|---|---|
| 支援内容 | 〇事業承継（親族内・第三者）に関する相談<br>〇M&Aマッチング支援<br>〇事業承継計画策定支援<br>〇事業承継診断、セミナー実施<br>〇経営者保証解除に向けた専門家支援　など |
| 問合せ先 | 岩手県事業承継・引継ぎ支援センター　019-601-5079 |